

原子力災害時における高萩市民の県外広域避難に関する協定書

いわき市（以下「甲」という。）と高萩市（以下「乙」という。）は、原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害時」という。）における乙の市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が原子力災害時に災害対策基本法第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行う県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時において、乙の市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、乙が茨城県と協議の上、県外広域避難の必要があると認めた場合は、甲は、避難対象となる乙の市民（以下「避難者」という。）を受入れるものとする。ただし、甲が被災している等、正当な理由がある場合は、この限りではない。

2 甲は、指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設を乙の避難所又は避難中継所（以下「避難所等」という。）として提供するものとする。

3 避難所等の開設等受入業務は、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙は、できるだけ早期に甲から避難所等の運営の移管を受ける。

4 乙は、県外広域避難の実施にあたっては、茨城県及び福島県と連携し、甲の負担が過大とならないよう配慮しなければならない。

（県外広域避難の受入要請等）

第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、その旨をあらかじめ茨城県及び福島県に報告するものとする。

2 前項の受入要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難の受入準備を開始するものとする。

（受入期間）

第4条 甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難施設の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、甲、乙、茨城県及び福島県が協議して決定するものとする。

（スクリーニング等）

第5条 茨城県は、当該避難による汚染拡大の防止並びに甲及び乙の市民の安全・安心のため、茨城県広域避難計画に基づき、避難者に対するスクリーニング及び除染を実施する。

(必要物資等)

第6条 避難者の受入れ及び避難所等の運営に必要な物資並びに防災資機材等(以下「必要物資」という。)は、乙が茨城県と協力し、確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、乙が甲に対し必要物資の一部を貸与又は提供するよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項の費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用の一時繰替の支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定による県外広域避難が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報交換等の相互交流を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の原子力防災担当課長とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を4通作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年12月26日

甲 福島県いわき市長 清水 敏 男

乙 茨城県高萩市長 小田木 真 代

立会人 福島県危機管理部長 小 野 和 彦

茨城県生活環境部長 近 藤 慶 一